

# 補助金交付までの流れ

★事業を実施する前に必ず申請してください。  
（交付決定前に支払った経費は、補助対象外です。）

★補助金パンフレットの内容を確認し、  
対象条件を満たしているかご確認ください。



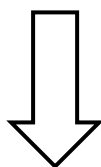
## ①交付申請

事業実施前に、必要書類にご記入の上、男女共同参画センターへ直接ご提出ください。

【必要書類】 補助金交付申請書（様式1）  事業計画書（別紙1）  
 収支予算書（別紙2）  団体名簿（※対象団体③の市民団体のみ）

【ご確認ください】

- 振込先は申請団体名義の口座に限ります。
- 収支予算書の「収入合計」と「支出合計」は一致していますか？



- ・審査後、「補助金交付決定通知書」を送付いたします。
- ・「補助金交付決定通知書」がお手元に届いてから、事業を実施してください。
- ・交付決定金額に変更が生じた場合はご連絡ください。

## ②実績報告

事業が完了した時は、完了の日から起算して30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、必要書類にご記入の上、男女共同参画センターへ直接ご提出ください。

【必要書類】 実績報告書（様式8）  事業実績報告書（別紙1）  
 収支決算書（別紙2）  参考資料（記録写真、チラシ等）  
 領収書等補助対象経費の支出を証明できる書類（写し）

【ご確認ください】

- 収支決算書の「収入合計」と「支出合計」は一致していますか？
- 交付決定日前の支払はありませんか？（補助対象外となります。）



- ・審査後、「補助金確定通知書」を送付いたします。

## ③補助金のお支払い

請求書の提出から概ね1か月後に、指定の口座に補助金を振り込みます。

【必要書類】 補助金請求書（様式10）

【ご確認ください】

- 団体印（代表者印）は捺してありますか？
- 振込先は申請団体名義の口座に限ります。